

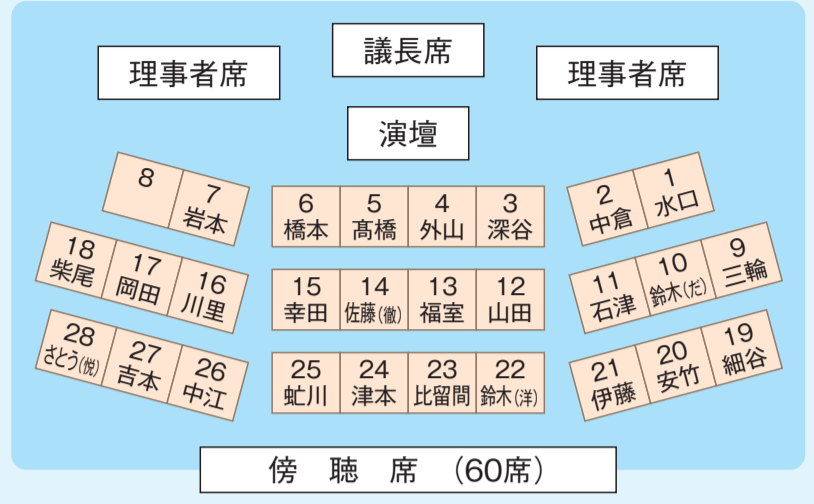
会派の構成

会派は、政策を中心とした理念を共有する議員で構成されています。小平市議会では、小平市議会基本条例第4条で議会活動を行うため、会派を結成することができますと定められています。2人以上の議員をもって会派を構成することができます。

○=幹事長

- 自民党小平政和会 (6人)**
○福室 英俊 鈴木 洋一 外山まなみ 比留間洋一 深谷 幸信 山田 大輔
- フォーラム小平 (5人)**
○中江 美和 岩本 誠 岡田しんべい 川里 富美 吉本ゆうすけ
- 一人会派と維新の会 (3人)**
○伊藤 央 石津はるか 安竹 洋平
- 《無会派》**
まちづくり市民こだいら (1人)
水口かずえ
- 市議会公明党 (6人)**
○幸田 昌之 虻川 浩 佐藤 徹 高橋 政美 津本 裕子 橋本 孝二
- 日本共産党小平市議団 (3人)**
○細谷 正 鈴木だいいち 三輪 博美
- 生活者ネットワーク (2人)**
○さとう悦子 柴尾ひろみ
- 《無会派》**
市議会れいわ新選組 (1人)
中倉 茂和

議場議席図



市民と議会の意見交換会を開催しました

市議会では、「あなたが市や議会に望むこと」をテーマに、令和7年度初めての意見交換会を開催しました。市議会の役割についての紹介、令和7年3月定例会に関する報告を行ったのち、グループに分かれ、テーマ及び市政全般について市民の皆様と意見交換を行いました。多くのご意見をいただき、ありがとうございました。開催の概要は以下のとおりです。

- 日時 5月17日(土) 午後2時から午後4時まで
- 会場 小平市福祉会館
- 参加者 25人



意見交換の内容やいただいたご意見、アンケート結果の詳細については、市議会ホームページのほか、市役所7階議会事務局でもご覧いただけます。今後も市民の皆様との意見交換の機会を定期的に設けてまいります。多くの方のご参加をお待ちしております。



議会日誌

4月16日～7月14日
本会議、委員会、諸会議など

4月	5月	6月	7月
22日 幹事長会議 23日 議会運営委員会 25日 4月臨時会	13日 幹事長会議 14日 東久留米市議会議員視察来庁(地域包括ケア推進計画(高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画)について) 17日 市民と議会の意見交換会 20日 総務委員会(新宿区視察) 21日 生活文教委員会(東村山市視察) 22日 厚生委員会(市内視察) 23日 環境建設委員会(日の出町視察) 26日 幹事長会議 三多摩上下水及び道路建設促進協議会総会 27日 小平・村山・大和衛生組合議会臨時会 29日 議会運営委員会 東京都三多摩地区消防運営協議会通常総会	3日 6月定例会初日	7日 東京都十一市競輪事業組合議会臨時会 東京都四市競輪事業組合議会臨時会 14日 広聴広報特別委員会

小平市非核都市宣言

世界の恒久平和は、人類共通の願いである。しかし、核軍備拡大競争及び通常兵器の軍備拡大競争は一段と激化し、世界各地で武力紛争が絶え間なく続き核戦争の脅威が迫っている。

我が国は、世界唯一の核被爆国であることにかんがみ、小平市議会は、すべての国の核兵器に反対し非核三原則を堅持し、人類永遠の平和のため努力することを決意し非核都市を宣言する。

昭和58年3月3日
小平市議会

※この宣言は、昭和58年3月定例会において議員から提案され全会一致で可決されたものです。

意見交換の内容やいただいたご意見、アンケート結果の詳細については、市議会ホームページのほか、市役所7階議会事務局でもご覧いただけます。今後も市民の皆様との意見交換の機会を定期的に設けてまいります。多くの方のご参加をお待ちしております。

請願・陳情

6月定例会では、請願1件を新たに受理し、閉会中の継続審査としました。陳情は2件を受理し、全議員及び執行機関に陳情文書表を配付しました。閉会中の継続審査となった請願は左記のとおりです。

閉会中継続審査の請願一覧

生活文教委員会

請願第16号

中央公園グラウンド改修計画について意見を聞く機会を設けることと多目的エリアの人工芝化見直しを求めることについて

市議会ホームページ

市議会だよりデジタル版年4回発行している市議会だよりをデジタルブック形式で読むことができます。



音声市議会

5月、8月、11月、2月の年4回、目の不自由な方に音声による市議会だより(音楽CD版、デジ版)を発行しています。ご希望の方は、議会事務局までご連絡ください。



議員の寄附行為は禁止されています

政治家が、選挙区内の人や団体にあいさつ状(答礼のための自筆によるものは除く)を出したり、お金や物を贈ることは、時期や理由を問わず法律で禁止されています。受け取った人も罰せられます。

また、有権者が政治家に対し寄附を求めることも禁止されています。

具体例は次のとおりです。

- お中元やお歳暮
 - お祭りへの寄附や差し入れ
 - 秘書や家族などが代理で出席する場合の結婚祝いや香典
 - 町内会の集会や旅行等の催し物への寸志や飲食物の差し入れ
 - 葬式の花輪や供花
 - 運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れなど
- 市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

あしがき

新しい議会人事が決定し、委員会等の構成が変わったことに伴い、本号から広聴広報特別委員会も新しいメンバーでスタートいたしました。

今後も市議会の活動について積極的にお知らせし、より分かりやすい紙面づくりに広聴広報特別委員会一同努めてまいります。お気づきの点がございましたら議会事務局にお寄せください。

〒187-1801 小平市小川町二丁目

TEL 042(346)9566
FAX 042(346)9567